

壱岐市農業委員会定例会（平成28年9月）
議 事 録

1. 開催日時 平成28年9月23日（金） 午前9時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 21名
 4. 欠席委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員
……番 ……委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員
……番 ……委員
 5. 遅延委員 ……番 ……委員
 6. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 7. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番 ……委員 ……番 ……委員
 - 第2. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
 8. 報告事項 農地改良等届出申請について
 9. その他
-

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。それでは、只今より平成28年9月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届けが出ております。…番の…委員さんは、一寸遅くなるとの連絡があっております。

本日の出席委員は30名中22名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入りたいと思います。よろしくお願ひ致します。

まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請

について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、2件とも売買ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

26番 土地の所在

郷ノ浦町初山西触・・・・・・・・・・ 田 877㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地ですが、田が9,387㎡です。

申請理由

譲渡人 相手方の要望により売却する。

譲受人 畜産経営を始めるに当たり、飼料畑が必要なため、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人が1年ですが、青年就農者として今年6日に認定されてあります。通作距離は約6km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月20日に・・委員さん、譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないまし

た。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。20日の日に本人立ち会いの下、確認をしております。
補足説明と言われましても、今、事務局長が立派な説明をされましたので、
何も言う事はございません。よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、26号は決定
いたします。

続きまして、27番の説明を求めます。

事務局 はい、27番 土地の所在、
勝本町立石東触・・・・・・・・・・ 畑 869㎡
譲渡人、・・・・・・・・・・
譲受人、・・・・・・・・・・
経営地は田が18,569㎡、畑が15,287㎡の計33,856㎡です。

申請理由

譲渡人、高齢で耕作出来ないので売却する。

譲受人、現に耕作しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということ
です。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、水稻、飼料の作付けで
す。農機具はトラクター、田植機、ハーベスター、ロールベラー、ホイール
ローダー、軽トラを所有されてあります。農作業歴は本人、妻と共に43年
です。通作距離は約500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断され
ます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り、飼料を作付ける予定であり周
辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

本来ならば、・・委員さんの担当地区であります。怪我の為に欠席の連絡
を受けておりましたので、9月20日に・・委員さん立ち会いの下、現地確
認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。只今事務局から紹介がありました・・です。・・委員が今、入院中ですので、代理で9月20日に立ち会いました。内容については事務局の説明の通りでございますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、27号も決定いたします。

続きまして、報告事項をお願いします。

事務局 はい、農地改良等届出書が3件出ておりますので、一括して報告いたします。2頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。3番、土地の所在

郷ノ浦町柳田触・・・・・・ 田 1, 065㎡

申請人・・・・・・

申請理由 盛土にて農地の整備を行い、農作業の効率化を図る。ということですので。

工期は平成28年9月1日～平成29年8月31日までで、

施行者は・・・・・・

・・・・・・

位置図、写真は4頁～5頁です。

続きまして、4番、土地の所在

郷ノ浦町柳田触・・・・・・ 田 915㎡

申請人・・・・・・

申請理由 盛土にて農地の整備を行い、農作業の効率化を図る。ということですので。

工期は平成28年9月1日～平成29年8月31日までで、

施行者は・・・・・・

・・・・・・

位置図、写真は6頁～7頁です。

続きまして、3頁の5番、土地の所在

郷ノ浦町志原西触・・・・・・ 畑 323㎡

同じく・・・・・・ 畑 900㎡

計 2筆で1, 223㎡

申請人・・・・・・

申請理由 畑の段差をなくするための工事を行い、農地としての整備を図る。ということですので。

工期は平成28年9月1日～平成28年10月31日までで、

施行者は・・・・・・

・・・・・・

位置図、写真は8頁～9頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

それではよろしいでしょうか。一応、今回、これで、閉会させていただきますが、後また研修等もごぞいます。出席される方よろしくお願ひします。

事務局

研修会の方を9時30分からこの場で開催させていただきます。よろしくお願ひします。